

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

札幌市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年3月10日

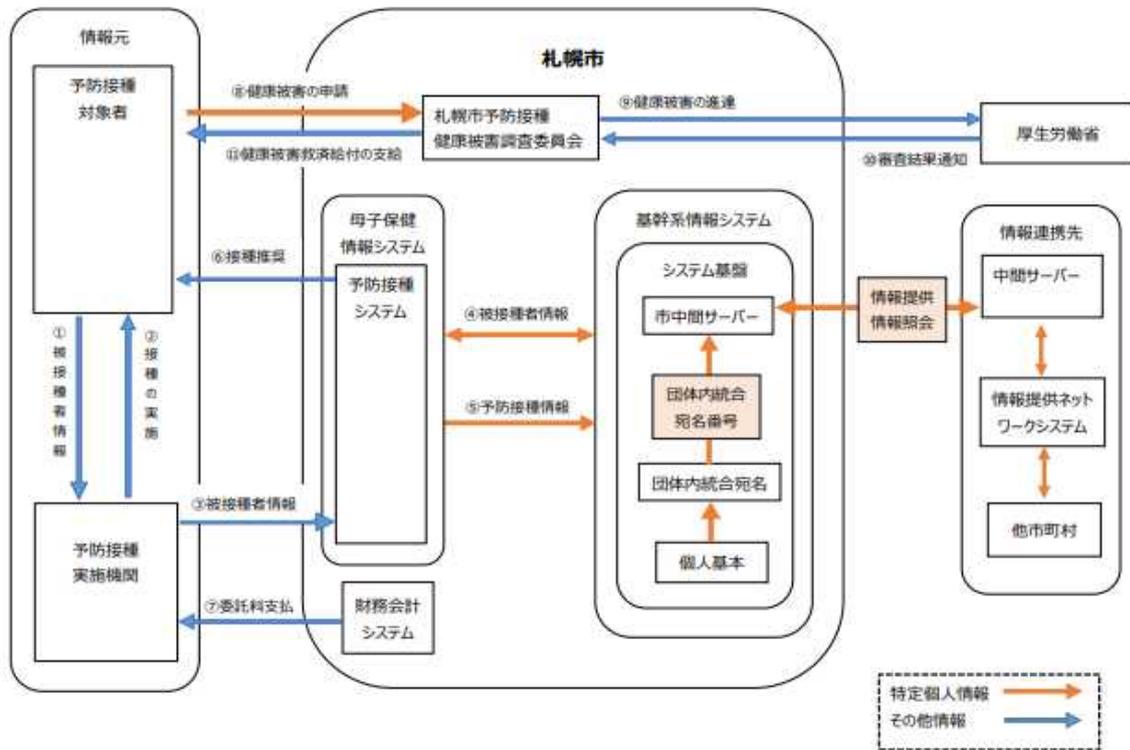
項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

システム3	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報に移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <p>1 既存住基システムと住民基本台帳ファイルの利用承認を受けたシステム間のデータ連携 既存住基システムのデータを受領し、必要な項目のみに再編成したうえで、住民基本台帳ファイルの利用承認を受けているシステムに送信する。</p> <p>2 住民記録の異動情報の連携 既存住基システムから受領したデータ(※3)を、要求に応じて、随時(リアルタイムで)システム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ送信する。</p> <p>※3 当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容に再編成して送信する。</p> <p>3 システム基盤(市中間サーバー)への情報送信 世帯情報のうち、番号法別表に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ送信する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (予防接種システム、システム基盤(市中間サーバー、団体内統合宛名)、庁内各業務システム)</p>
システム4	
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバー)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォームと庁内各業務システムの間立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。</p> <p>1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームに対して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットやコードへ変換を行う。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、宛名番号が必要となるため、宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、庁内各業務システムで管理している番号へ変換するために、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 庁内各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームに対して、情報転送、情報照会等に係る要求を行い、その結果を庁内各業務システムに返す。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム)</p>

3. 特定個人情報ファイル名					
予防接種情報ファイル					
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由					
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の特定及び個人の宛名の突合の正確性を向上させ、予防接種率の向上に向けた施策の実施に資するため。 ・情報提供ネットワークを用いた他の地方公共団体等との情報連携に対応するため。 ・本人確認情報を入手することで、予防接種手続の添付書類を省略できるなど、住民の負担軽減及び事務の効率化が図れるため。 				
②実現が期待されるメリット	番号制度の導入により、予防接種履歴に関する情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に予防接種対象者等の情報を把握することが可能となり、適切な接種勧奨が可能になる等、接種率の向上ひいては感染症の発生及びまん延の防止につながることを期待される。				
5. 個人番号の利用 ※					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の14の項、126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。)第4条第2項 番号法第19条第6号(委託先への提供)				
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※					
①実施の有無	[実施する] <table border="0" style="float: right; margin-left: 20px;"> <tr> <td><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 実施する</td> </tr> <tr> <td>2) 実施しない</td> </tr> <tr> <td>3) 未定</td> </tr> </table>	<選択肢>	1) 実施する	2) 実施しない	3) 未定
<選択肢>					
1) 実施する					
2) 実施しない					
3) 未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (提供に関する命令の情報提供の根拠) 第2条の表において第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(25、26、153、154の項) (提供に関する命令の情報照会の根拠) 第2条の表において第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による予防接種」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(25、27、28、29、153の項)				
7. 評価実施機関における担当部署					
①部署	札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課				
②所属長の役職名	感染症総合対策課長				
8. 他の評価実施機関					
-					

(別添1) 事務の内容



(備考)

< 予防接種の実施に関する事務 >

- ① 本人確認の上、氏名・生年月日・住所等の個人情報を取得する(個人番号は含まない)。
- ② 予防接種実施医療機関又は各区保健センターは、対象者を確認の上、予防接種を実施する。
- ③ ①の被接種者情報及び接種した予防接種の種類や接種日等の予防接種情報を送付する。
- ④ 被接種者の氏名・生年月日・住所と、住基情報を突合して個人を特定し、個人番号の紐付けを行う。
- ⑤ 予防接種情報(副本)をシステム基盤に登録する。
- ⑥ 予防接種対象者に接種勧奨を行う。
- ⑦ 予防接種実施医療機関へ委託料を支払う。

< 予防接種法による給付の支給に関する事務 >

- ⑧ 予防接種後に健康被害があった場合に、被接種者から給付の申請を受ける(個人番号を含む)。
- ⑨ 札幌市予防接種健康被害調査委員会で申請内容を調査後、厚生労働省に書類を送付する。
- ⑩ 厚生労働省で申請内容の審査が行われ、審査結果を紙で受理する。
- ⑪ 厚生労働省から健康被害の認定がされた場合には、給付の支給を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種の被接種者及び接種対象者
その必要性	正確かつ適正な予防接種履歴の管理保管を行うに当たり、上記の範囲全てを対象にする必要がある。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 健康・医療関係情報:予防接種履歴管理及び勧奨を適正に行うために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年11月1日
⑥事務担当部署	札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (各区の戸籍住民課、各市税事務所の市民税課、保健福祉局保険医療部保険企画課、保健福祉局障がい保) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構その他公的給付等の支払者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()
③入手の時期・頻度	1 識別情報:随時(変更時等) 2 連絡先等情報:随時(変更時等) 3 業務関係情報 ・健康・医療関係情報:随時(予防接種実施時点) ・地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、年金関係情報:随時(健康被害に係る給付の申請時点)
④入手に係る妥当性	・予防接種履歴の管理を適正に行うために、予防接種の実施に係る情報収集を行う必要がある。 ・健康被害に係る給付を適正に行うために、保険給付の支給及び障害基礎年金の支給等に係る情報が必要である。
⑤本人への明示	予防接種関係法令及び番号法第9条第1項別表の14の項、126の項に規定されている。
⑥使用目的 ※	行政運営の効率化と適正な予防接種に関する事務を行うため。
変更の妥当性	-
⑦使用の主体	使用部署 ※ 札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課、各区役所保健福祉部健康・子ども課
	使用者数 [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	1 予防接種対象者管理に関する事務 ・予防接種実施医療機関を経由して収集した被接種者の氏名、生年月日、住所等から住民基本台帳等にて個人を特定し、接種履歴等を管理する。 ・接種率等の統計を作成する。 2 予防接種勧奨等、接種率の向上に向けた施策に関する事務 ・住民基本台帳から対象者を抽出して、接種勧奨等を実施する。 3 健康被害救済給付認定の申請があった際の資格確認及び給付 ・予防接種による健康被害が生じた場合、予防接種履歴情報等を確認の上、申請の手続を行う。厚生労働省により健康被害が認定された場合には、給付に係る手続を行う。
	情報の突合 ※ ・予防接種実施医療機関を経由して収集した被接種者の氏名、生年月日、住所等から住民基本台帳等にて個人を特定する。 ・内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 ・個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。
	情報の統計分析 ※ 特定の個人を識別することができるような情報を用いた統計や分析は行わない。
権利利益に影響を与え得る決定 ※	-
⑨使用開始日	平成28年11月1日

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<p><札幌市における措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>【全事務共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 										
		<p><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[20年以上]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年										
4) 3年	5) 4年	6) 5年										
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上										
10) 定められていない												
②保管期間	期間											
	その妥当性	<p>・予防接種法施行令第6条の2において、少なくとも5年保管しなければならないと定められている。</p> <p>・予防接種と副反応の因果関係について、接種後長い期間を経てから判明することもあり得ること等から、予防接種履歴の長期保存が必要となる。</p>										
③消去方法		<p><札幌市における措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一定の保管期間が経過した後の特定個人情報は、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。 2 一定の保管期間を経過した紙書類については、シュレッダーで完全に裁断する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>【全事務共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 										
7. 備考												
-												

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

住民基本台帳	個人番号	市町村番号	郵便番号
	整理番号	続柄1	最新異動日
	カナ氏名	続柄2	住民異動区分
	漢字氏名	続柄3	住民異動日
	生年月日	続柄4	転入前住所
	性別	取消区分	転入前方書
	町番号	行政区番号	転入後住所
	番地	住登外区分	転出後方書
	枝番	外国人フラグ	集配局
	小枝	外国人本名カナ	世帯主カナ氏名
	住所	外国人本名	世帯主漢字氏名
	方書	住民となった日	最新異動届出日
	世帯番号	住民でなくなった日	連携処理日
	最新異動区分		

予防接種	整理番号	登録日	発送日
	接種名称区分	接種医療機関番号	接種補足区分
	期回数区分	接種医療機関番号その他	ワクチンメーカー区分
	予防接種	接種区分	備考
	年度	Lot番号	登録支所区分
	事業予定連番	接種量	抽出キー
	接種日	印刷区分	抽出時居住区
	接種種別区分	印刷日	請求年月

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1 窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守すること で、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の地方公共団体等から特定個人情報を含む情報を入手する際は、必要とされる対象者以外記載 できない書類様式で照会等を行う。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1 必要な情報以外記載できない書類様式とする。 2 情報提供ネットワークシステムの連携によるデータも、必要な情報以外を入手できないフォーマットと する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<予防接種システムにおける措置> 1 被接種者情報については、予防接種実施医療機関を経由して入手することから個人番号の記載欄 は無く、不適切に個人番号を入手することはない。 2 システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <団体内統合宛名システムにおける措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・予防接種の実施については、予防接種実施医療機関において、健康保険証等の身分証明書の提示を 受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 ・予防接種法による給付の支給に関する事務等について、窓口で個人番号を含む申請書等の受付を行 う際は、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行 う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報（氏名・住所・性別・ 生年月日）と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 3 業務に関係のない職員が特定個人情報を変更したりすることがないよう、システムを利用できる職員 を限定する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<予防接種システムにおける措置> 1 紙媒体（及び電子媒体）により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 システム保守委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えい を防止する。 3 入手した基本4情報（氏名・住所・性別・生年月日）に基づき、システム基盤（個人基本）との連携によ り、住民基本台帳から個人番号を入手する際には、システム保守委託業者には個人番号の表示権限を 与えないので、外部に漏れることはない。 4 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとするので、外部 に漏れることはない。 <システム基盤（団体内統合宛名）における措置> システム基盤（団体内統合宛名）は、中間サーバー・プラットフォームや各システムとの接続に専用回線 を用いるため、外部に漏れることはない。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> 住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。 <システム基盤（個人基本）における措置> システム基盤（個人基本）との接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 予防接種に関する事務に係る宛名情報は、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 2 予防接種に関する事務以外との情報連携を行うためには、札幌市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検など札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年条例第36号)に基づく手続を行わなければならない。 3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人の特定に必要な範囲に限定する。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	システム基盤(市中間サーバ)との連携は、番号制度に伴う、他の地方公共団体等との情報連携に必要な範囲に限定する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
具体的な管理方法	システムを利用できる職員を限定し、個人に交付されるICカード及びPINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。
アクセス権限の発効・失効の管理	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
具体的な管理方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 発効管理 <ol style="list-style-type: none"> ① 職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理する。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)及びシステム保守担当部門(保健福祉局保健所健康企画課)が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門はシステム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。
アクセス権限の管理	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
具体的な管理方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行う。 2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効手続を行う。
特定個人情報の使用の記録	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
具体的な方法	システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。
その他の措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないようシステム部門で管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、システム部門で制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・外部記憶媒体へのコピーを禁止している。また、外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、情報の不正な持ち出しを禁止している。 ・システム操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することに対する注意喚起を行っている。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 実施手順に業務主管部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<予防接種に関する事務に関係のない職員や来庁者等によるのぞき見のリスク> <ol style="list-style-type: none"> 1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要なない画面のハードコピーは取得しない 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して委託契約を締結している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を取り扱う従業員の名簿を提出させる。 ・電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業員を限定させる。 ・サーバ室や事務室の入退室を従業員に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。 また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を取り扱う電子計算機等では、従業員の利用状況をアクセスログとして記録し、保管している。 ・システム操作記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務においては、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」又は「ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式契約書に関する覚書」を遵守するよう定めている。 (確認方法) これらの中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務においては、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」又は「ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式契約書に関する覚書」を遵守するよう定めている。 (確認方法) これらの中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定している。また遵守内容について定期的に報告させている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務においては、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」又は「ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式契約書に関する覚書」を遵守するよう定めている。 (確認方法) これらの中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	当該委託業務においては、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」又は「ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式契約書に関する覚書」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 8 従業員に対する監督及び教育並びに契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	当該委託業務においては、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」又は「ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式契約書に関する覚書」を遵守するよう定めている。これらの中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して許諾することと規定している。また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を有しており、目的外の入手が行われないように備えている。 2 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、照会対象者の正確な特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバ)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい及び紛失のリスクに対応している(※7)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ※7 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者が運用、監視・障害対応等の業務をする際に、特定個人情報に係る業務へアクセスすることはできない。</p>		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供の要求があった際には、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能が備わっている。 2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><札幌市における措置> 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルは、決められたファイル形式以外では情報を提供・移転できない仕組みになっている。 ③ システムが、入力内容や計算内容に誤りがないかチェックしている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 札幌市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得た情報連携先とだけ連携できる仕組みになっている。 ② 誤った相手へ提供・移転しないよう、特定個人情報の提供・移転は管理されたネットワーク内で行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、誤った相手へ特定個人情報を提供するリスクに対応している。 2 情報提供データベースへ情報が登録される際には、決められた形式のファイルであるかを確認することができる。これらにより、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3 情報提供データベース管理機能(※8)では、情報提供データベース内の副本データを既存業務システム内の正本データと照合するためのデータを出力する機能を有しており、提供する特定個人情報に誤りがないか確認することができる。 ※8 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>その他のリスク①: 不正なアクセスがなされるリスク <札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成とすることにより、システムの仕組みとして、情報提供ネットワークシステム側から本市の各業務システムへのアクセスが不可能となるようにしている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される機能を有することにより、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止している。</p>	

その他のリスク②: 情報提供用符号が不正に用いられるリスク

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

システム上、情報連携時にのみ符号を用いる仕組みになっており、不正な名寄せが行われることのないよう、安全性を確保している。

その他のリスク③: 通信中の情報に対する不正なアクセスにより情報が漏えいするリスク

<札幌市における措置>

情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行うことにより、通信中の情報に不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

1 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。

2 中間サーバーと自治体等についてはVPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、自治体ごとに通信回線を分離することで、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。

3 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は暗号化されており、万が一通信中の情報に不正なアクセスがあったとしても容易に情報漏えいが起こらないよう対応している。

その他のリスク④: 情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

1 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方自治体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、他の地方自治体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとすることで、保存された情報が漏えいすることのないよう、安全性を確保している。

2 地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><札幌市における措置></p> <p>1 サーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。</p> <p>2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。</p> <p>3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>2 事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器等を所持若しくは持出又は持込することがないように、警備員等により確認している。</p>
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><札幌市における措置></p> <p>1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末及びサーバのハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。</p> <p>2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを更新する。</p> <p>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。</p>
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	-
	再発防止策の内容	-
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する市民の個人番号と同様に管理する。
その他の措置の内容		
		-
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	保有する情報は異動があった場合に随時更新しており、更新していない場合は他の職員から判別可能であるなど複数人で確認できる体制にあることから、古い情報のまま保管されるリスクはない。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1 予防接種関係法令に定められた保管年数を経過した情報は、データを調査した上で消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないよう消去又は物理的破砕等を行う。 3 帳票及び申告書等の廃棄時は、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><札幌市における措置> 予防接種に関する事務に関わる職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><札幌市における措置> 1 サーバールームは、必要時以外は常に施錠し、鍵は業務主管部門の所属長が管理している。また、入室できる者を制限することで不正な侵入を防止するとともに、入退室の記録を残す。 2 磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。
特記事項	札幌市ホームページに請求先、請求手続、費用等についての案内を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	予防接種情報ファイル(予防接種健康被害事務、予防接種健康調査、定期予防接種のお知らせに係る事務、予防接種事務(各区共通事務)、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)
公表場所	札幌市総務局行政部行政情報課
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年5月9日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び主要市有施設(区役所等)で全文を閲覧可能とする。
②実施日・期間	令和5年2月21日～令和5年3月22日
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	-
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年9月22日
②方法	学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。
③結果	特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの扱い及び保護措置は、特定個人情報保護評価指針に適合しており、適正であると認められるとの答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月10日	I-1 ②事務の内容	<p>【予防接種システム】</p> <p>札幌市では、感染症の発生及びまん延防止のため、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種の実施に関する事務、給付の支給に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の10の項、93の2の項により個人番号を利用することができるのは、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの及び新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種履歴の管理・保管等に係る業務 ・ 医療機関等での予防接種の実施に係る業務 ・ 実施医療機関への委託料の支払いに係る業務 ・ 対象者への接種勧奨に係る業務 <p>②健康被害による給付の支給に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種を受けた者が疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合の健康被害を受けた者への給付の支給に係る業務 	<p>【予防接種システム】</p> <p>札幌市では、感染症の発生及びまん延防止のため、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種の実施に関する事務、給付の支給に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表の14の項、126の項により個人番号を利用することができるのは、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの及び新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種履歴の管理・保管等に係る業務 ・ 医療機関等での予防接種の実施に係る業務 ・ 実施医療機関への委託料の支払いに係る業務 ・ 対象者への接種勧奨に係る業務 <p>②健康被害による給付の支給に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種を受けた者が疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合の健康被害を受けた者への給付の支給に係る業務 	事後	重要な変更当たらない (根拠規定の改正に基づく修正)
令和7年3月10日	I-1 ②事務の内容	<p>【ワクチン接種記録システム（VRS）】</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・ 予防接種の実施後に接種記録等の登録・管理を行う。 ・ 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	(VRSに係る記載を削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	I-2 システム7①	ワクチン接種記録システム（VRS）	(全削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	I-2 システム3②	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <p>1 既存住基システムと住民基本台帳ファイルの利用承認を受けたシステム間のデータ連携</p> <p>既存住基システムのデータを受領し、必要な項目のみに再編成したうえで、住民基本台帳ファイルの利用承認を受けているシステムに送信する。</p> <p>2 住民記録の異動情報の連携</p> <p>既存住基システムから受領したデータ（※3）を、要求に応じて、随時（リアルタイム）システム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ送信する。</p> <p>※3 当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容に再編成して送信する。</p> <p>3 システム基盤（市中間サーバー）への情報送信</p> <p>世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ送信する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理</p> <p>各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理</p> <p>情報連携記録の生成・管理を行う。</p>	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <p>1 既存住基システムと住民基本台帳ファイルの利用承認を受けたシステム間のデータ連携</p> <p>既存住基システムのデータを受領し、必要な項目のみに再編成したうえで、住民基本台帳ファイルの利用承認を受けているシステムに送信する。</p> <p>2 住民記録の異動情報の連携</p> <p>既存住基システムから受領したデータ（※3）を、要求に応じて、随時（リアルタイム）システム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ送信する。</p> <p>※3 当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容に再編成して送信する。</p> <p>3 システム基盤（市中間サーバー）への情報送信</p> <p>世帯情報のうち、番号法別表に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ送信する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理</p> <p>各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理</p> <p>情報連携記録の生成・管理を行う。</p>	事後	重要な変更当たらない (根拠規定の改正に基づく修正)
令和7年3月10日	I-2 システム7②	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務のために、国が開発したシステムであり、以下の機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接種対象者・接種券発行登録 ・ 接種記録の管理 ・ 転出/死亡時等のフラグ設定 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 	(全削除)	事後	重要な変更当たらない (根拠規定の改正に基づく修正)
令和7年3月10日	I-5 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第5号）第10条、第67条の2</p> <p>番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例（平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。）第4条第2項</p> <p>番号法第19条第6号（委託先への提供）</p>	<p>番号法第9条第1項 別表の14の項、126の項</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第5号）第10条、第67条の2</p> <p>番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例（平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。）第4条第2項</p> <p>番号法第19条第6号（委託先への提供）</p>	事後	重要な変更当たらない (根拠規定の改正に基づく修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月10日	I-6 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第三 (別表第二における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種」又は「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(16-2、16-3及び115-2の項) (別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による予防接種」又は「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(16-2、17、18、19及び115-2の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (提供に関する命令の情報提供の根拠)第2条の表において第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種」又は「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(25、26、153、154の項) (提供に関する命令の情報照会の根拠)第2条の表において第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による予防接種」又は「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(25、27、28、29、153の項)	事後	重要な変更にあたらぬ (根拠規定の改正に基づく修正)
令和7年3月10日	(別添1) 事務の内容	(図差し替え)	(図差し替え)	事後	重要な変更にあたらぬ (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	(別添1) 事務の内容 (備考)	<予防接種の実施に関する事務> ① 本人確認の上、氏名・生年月日・住所等の個人情報取得する(個人番号は含まない)。 ② 予防接種実施医療機関又は各区保健センターは、対象者を確認の上、予防接種を実施する。 ③ ①の接種者情報及び接種した予防接種の種類や接種日等の予防接種情報を送付する。 ④ 接種者の氏名・生年月日・住所と、住基情報を突き合わせて個人を特定し、個人番号の紐付けを行う。 ⑤ 予防接種情報(副本)をシステム基盤に登録する。 ⑥ 予防接種対象者に接種勧奨を行う。 ⑦ 予防接種実施医療機関へ委託料を支払う。 <予防接種法による給付の支給に関する事務> ⑧ 予防接種後に健康被害があった場合に、接種者から給付の申請を受ける(個人番号を含む)。 ⑨ 札幌市予防接種健康被害調査委員会申請内容を調査後、厚生労働省に書類を送付する。 ⑩ 厚生労働省で申請内容の審査が行われ、審査結果を紙で受理する。 ⑪ 厚生労働省から健康被害の認定がされた場合には、給付の支給を行う。	<予防接種の実施に関する事務> ① 本人確認の上、氏名・生年月日・住所等の個人情報取得する(個人番号は含まない)。 ② 予防接種実施医療機関又は各区保健センターは、対象者を確認の上、予防接種を実施する。 ③ ①の接種者情報及び接種した予防接種の種類や接種日等の予防接種情報を送付する。 ④ 接種者の氏名・生年月日・住所と、住基情報を突き合わせて個人を特定し、個人番号の紐付けを行う。 ⑤ 予防接種情報(副本)をシステム基盤に登録する。 ⑥ 予防接種対象者に接種勧奨を行う。 ⑦ 予防接種実施医療機関へ委託料を支払う。 <予防接種法による給付の支給に関する事務> ⑧ 予防接種後に健康被害があった場合に、接種者から給付の申請を受ける(個人番号を含む)。 ⑨ 札幌市予防接種健康被害調査委員会申請内容を調査後、厚生労働省に書類を送付する。 ⑩ 厚生労働省で申請内容の審査が行われ、審査結果を紙で受理する。 ⑪ 厚生労働省から健康被害の認定がされた場合には、給付の支給を行う。	事後	重要な変更にあたらぬ (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	(別添1) 事務の内容 (備考)	<新型コロナウイルスワクチン予防接種の事務> A. 特定個人情報ファイル(GSV)をVRSに登録する。 B. 予診票の予防接種情報をVRSに登録する。 C. 接種者から接種証明書の交付申請があった場合、接種記録を照会する。	(全削除)	事後	重要な変更にあたらぬ (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-3 ②入手方法	[O] その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	[] その他()	事後	重要な変更にあたらぬ (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-3 ③入手の時期・頻度	1 識別情報: 随時(変更時等) 2 連絡先等情報: 随時(変更時等) 3 業務関係情報 ・健康・医療関係情報: 随時(予防接種実施時点) ・地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、年金関係情報: 随時(健康被害に係る給付の申請時点) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	1 識別情報: 随時(変更時等) 2 連絡先等情報: 随時(変更時等) 3 業務関係情報 ・健康・医療関係情報: 随時(予防接種実施時点) ・地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、年金関係情報: 随時(健康被害に係る給付の申請時点)	事後	重要な変更にあたらぬ (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-3 ④入手に係る妥当性	・予防接種履歴の管理を適正に行うために、予防接種の実施に係る情報収集を行う必要がある。 ・健康被害に係る給付を適正に行うために、保険給付の支給及び障害基礎年金の支給等に係る情報が必要である。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	・予防接種履歴の管理を適正に行うために、予防接種の実施に係る情報収集を行う必要がある。 ・健康被害に係る給付を適正に行うために、保険給付の支給及び障害基礎年金の支給等に係る情報が必要である。	事後	重要な変更にあたらぬ (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-3 ⑤本人への明示	予防接種関係法令及び番号法別表第一の10の項、93の2の項に規定されている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	予防接種関係法令及び番号法第9条第1項別表の14の項、126の項に規定されている。	事後	重要な変更にあたらぬ (根拠規定の改正に基づく修正及びVRS停止に伴う記載の削除のみ)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月10日	II-3 ⑧使用方法	1 予防接種対象者管理に関する事務 ・ 予防接種実施医療機関を経由して収集した被接種者の氏名、生年月日、住所等から住民基本台帳等にて個人を特定し、接種履歴等を管理する。 ・ 接種率等の統計を作成する。 2 予防接種勧奨等、接種率の向上に向けた施策に関する事務 ・ 住民基本台帳から対象者を抽出して、接種勧奨等を実施する。 3 健康被害救済給付認定の申請があった際の資格確認及び給付 ・ 予防接種による健康被害が生じた場合、予防接種履歴情報等を確認の上、申請の手続を行う。厚生労働省により健康被害が認定された場合には、給付に係る手続を行う。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	1 予防接種対象者管理に関する事務 ・ 予防接種実施医療機関を経由して収集した被接種者の氏名、生年月日、住所等から住民基本台帳等にて個人を特定し、接種履歴等を管理する。 ・ 接種率等の統計を作成する。 2 予防接種勧奨等、接種率の向上に向けた施策に関する事務 ・ 住民基本台帳から対象者を抽出して、接種勧奨等を実施する。 3 健康被害救済給付認定の申請があった際の資格確認及び給付 ・ 予防接種による健康被害が生じた場合、予防接種履歴情報等を確認の上、申請の手続を行う。厚生労働省により健康被害が認定された場合には、給付に係る手続を行う。	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-4 委託の有無 ※	(2件)	(1件)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う件数の変更)
令和7年3月10日	II-4 委託事項 2	ワクチン接種記録システム (VRS) を用いた特定個人情報ファイルの管理等の業務	(全削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-4 委託事項 2 ①委託内容	ワクチン接種記録システム (VRS) を用いた特定個人情報ファイルの管理等を行う。	(全削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-4 委託事項 2 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの一部	(全削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-4 委託事項 2 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満	(全削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-4 委託事項 2 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	(全削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-4 委託事項 2 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム (VRS) を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	(全削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-4 委託事項 2 ③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	(全削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-4 委託事項 2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGVAN回線を用いた提供)	<input type="checkbox"/> その他 ()	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-4 委託事項 2 ⑤委託先名の確認方法	下記「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。	(全削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-4 委託事項 2 ⑥委託先名	株式会社ミラポ	(全削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-4 委託事項 2 再委託 ⑦再委託の有無	再委託しない	(全削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	II-5 提供・移転の有無	(2件)	(1件)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う件数の変更)
令和7年3月10日	II-5 提供先 1①	番号法第19条第8号別表第二第16項の2、16項の3、115の2の項	番号法第19条第8号及び別表 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (提供に関する命令の情報提供の根拠) 第2条の表において第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種」又は「新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(25、26、153、154の項)	事後	重要な変更当たらない (根拠規定の改正に基づく修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月10日	Ⅱ-6 ①保管場所	<p><札幌市における措置></p> <p>1 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。</p> <p>2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市区町村の領域からは論理的に区分された札幌市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国・都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 	<p><札幌市における措置></p> <p>1 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。</p> <p>2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>【金事務共通】</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	重要な変更当たらない(VRS停止に伴う記載の削除及び中間サーバー・プラットフォームに係る記載の追加)
令和7年3月10日	Ⅱ-6 ③消去方法	<p><札幌市における措置></p> <p>1 一定の保管期間が経過した後の特定個人情報は、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。</p> <p>2 一定の保管期間を経過した紙書類については、シュレッダーで完全に裁断する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 <p>※クラウドサービスは、IaaS(システムの稼働に必要な機材やネットワークなどのインフラのみをサービスとして利用する形態)を利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>	<p><札幌市における措置></p> <p>1 一定の保管期間が経過した後の特定個人情報は、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。</p> <p>2 一定の保管期間を経過した紙書類については、シュレッダーで完全に裁断する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>【金事務共通】</p> <p>1 特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、保存された情報を読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	事後	重要な変更当たらない(VRS停止に伴う記載の削除及び中間サーバー・プラットフォームに係る記載の追加)
令和7年3月10日	(別添2) 特定個人情報ファイル記憶項目	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・Lot番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) <p>※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	(全削除)	事後	重要な変更当たらない(VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するためのその内容	<p>1 窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2 他の地方公共団体等から特定個人情報を含む情報を入力する際は、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>1 窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2 他の地方公共団体等から特定個人情報を含む情報を入力する際は、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。</p>	事後	重要な変更当たらない(VRS停止に伴う記載の削除のみ)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月10日	Ⅲ-2 リスク2 リスクに対する措置の内容	<p><予防接種システムにおける措置> 1 被接種者情報については、予防接種実施医療機関を経由して入手することから個人番号の記載欄は無く、不適切に個人番号を入手することはない。 2 システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>	<p><予防接種システムにおける措置> 1 被接種者情報については、予防接種実施医療機関を経由して入手することから個人番号の記載欄は無く、不適切に個人番号を入手することはない。 2 システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p>	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-2 リスク4 リスクに対する措置の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p>	(VRSに係る記載を削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-2 リスク4 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して札幌市が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。</p>	(全削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-3 リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	<p>システムを利用できる職員を限定し、個人に交付されるICカード及びPINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、札幌市が指定する管理者が認められた者に限定して発行される。</p>	システムを利用できる職員を限定し、個人に交付されるICカード及びPINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の発行・執行の管理 具体的な管理方法	<p>1 発効管理 ① 職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理する。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「II.2.⑥事務担当部署」の所属長)及びシステム保守担当部門(保健福祉局保健所健康企画課)が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門はシステム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。</p>	<p>1 発効管理 ① 職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理する。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「II.2.⑥事務担当部署」の所属長)及びシステム保守担当部門(保健福祉局保健所健康企画課)が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門はシステム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。</p>	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の発行・執行の管理 具体的な管理方法	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、札幌市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。また、VRSに接続できるパソコンを業務に必要な最小限の台数に限定する。 札幌市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際には速やかに把握している内容を更新する。</p>	(全削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	<p>1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行う。 2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効手続きを行う。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、札幌市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 札幌市が指定する管理者は、定期的なユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p>	<p>1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行う。 2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効手続きを行う。</p>	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月10日	Ⅲ-3 リスク4 リスクに対する措置の内容	<p>1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。</p> <p>2 実施手順に業務主部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルを、ワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化又はパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 ・管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 	<p>1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。</p> <p>2 実施手順に業務主部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。</p>	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-3 リスク4 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><予防接種に関する事務に関係のない職員や来庁者等によるのぞき見のリスク></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①特定個人情報を使用する場面に必要最小限に限定している。具体的には、接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために個人番号を入手し、使用する場面に限定している。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。 	<p><予防接種に関する事務に関係のない職員や来庁者等によるのぞき見のリスク></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。 	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-4 情報保護管理体制の確認	<p>札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して委託契約を締結している。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 札幌市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係の規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 	<p>札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して委託契約を締結している。</p>	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-7 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p><札幌市における措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 2 事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器等を所持若しくは持ち出又は持ち込ることがないよう、警備員等により確認している。 	<p><札幌市における措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 2 事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器等を所持若しくは持ち出又は持ち込ることがないよう、警備員等により確認している。 	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-7 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 	(前削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月10日	Ⅲ-7 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p><札幌市における措置></p> <p>1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末及びサーバーのハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。</p> <p>2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを更新する。</p> <p>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。</p>	<p><札幌市における措置></p> <p>1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末及びサーバーのハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。</p> <p>2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを更新する。</p> <p>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。</p>	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	Ⅲ-7 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	(前削除)	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月10日	IV-1 ①自己点検 具体的なチェック方法	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除及び中間サーバー・プラットフォームに係る記載の追加)
令和7年3月10日	IV-1 ②監査 具体的な内容	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的に実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的に実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	IV-2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><札幌市における措置> 予防接種に関する事務に関わる職員（会計年度任用職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間ごとに研修（個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。）を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	<p><札幌市における措置> 予防接種に関する事務に関わる職員（会計年度任用職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間ごとに研修（個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。）を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。</p>	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)
令和7年3月10日	IV-3 その他のリスク対策	<p><札幌市における措置> 1 サーバー室は、必要時以外は常に施錠し、鍵は業務主管部門の所属長が管理している。また、入室できる者を制限することで不正な侵入を防止するとともに、入室室の記録を残す。 2 磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入室管理）等、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p><札幌市における措置> 1 サーバー室は、必要時以外は常に施錠し、鍵は業務主管部門の所属長が管理している。また、入室できる者を制限することで不正な侵入を防止するとともに、入室室の記録を残す。 2 磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入室管理）等、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事後	重要な変更当たらない (VRS停止に伴う記載の削除のみ)